

ヘイトスピーチ解消に向けて

平成28年（2016年）に、ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されましたが、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

一人一人に「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持ってもらうことが、こうした言動をなくすために大変大切なことだと考えています。



法務省の人権擁護機関の取組

人権啓発活動

ヘイトスピーチがあってはならないということを理解してもらうために、SNSやインターネットを活用するなどして、より効果的な各種人権啓発活動に取り組んでいます。

相談受付

ヘイトスピーチによる被害者の人権に関する問題の相談を受け付けています。

窓口

法務局では、職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間の方たち）が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じており、日本語を自由に話せない方のために、通訳を介しての相談にも応じています。

電話

「みんなの人権110番（Tel 0570-003-110）」のほか、外国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル（Tel 0570-090911）」を開設し、電話での相談に応じています。

PC

「インターネット人権相談受付窓口」のほか、外国語に対応した「外国語インターネット人権相談」でも相談を受け付けています。相談フォームに必要事項を入力して送信いただくと、後日メール等により回答します。



なごみ

第261号

2023年12月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

（人権ふれあいセンター内）

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212





みんなで築こう 人権のまちづくり



第23回 和東町人権を考える集い

◇日時

2023年12月9日(土)

◇時間

9時30分～12時

◇場所

和東町人権ふれあいセンター
2F 大ホール

◇内容

1部 小・中学生人権作文発表

2部 人権講演

講師 南 和行 さん

「LGBTのことそして人権
～誰もが生きやすい社会へ～」

□新型コロナウイルス感染症等の影響により、
急遽開催中止となる場合があります。



和東中学校 人権学習

11月に和東中学校で後期人権学習がおこなわれました。

今回の人権学習では、1年生はノーマライゼーションの理念から、社会に多くのバリア(障がい)が存在することやその解消のための合理的配慮について学習しました。

2年生は、世界の現状から平和な世界にするために必要なことを考え、3年生は、これまでの人権学習の振り返りと、進路と人権について学びました。

3年生の3回目の授業では、グループで面接の質問を出し合って、差別につながる質問には答えないという対処法を実践で学習しました。

人権学習のまとめとして、人権問題について学習したこと、自らの体験や日常考えていることを人権作文として書いてもらい、代表者には12月9日(土)におこなわれる人権を考える集いで発表していただきます。



各種料金の支払いができます

町民税

国民健康
保険税

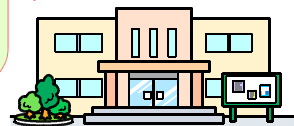
固定
資産税

軽自動車
税

上下水道料金

介護
保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券の販売もおこなっています

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。

人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

12月の相談日

月日…12月8日(金)
時間…午前9時～12時
場所…人権ふれあいセンター



人権啓発課(人権ふれあいセンター内)
でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212